

副 本



大阪府労委 令和元年(不)第15号 スバルが丘学園事件

申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 学校法人スバルが丘学園



### 準備書面(4)

令和2年1月24日

大阪府労働委員会会長様

上記被申立代理人

弁護士 安 部 将 規



大阪府労働委員会令和元年(不)第15号スバルが丘学園事件について、  
被申立人は次のとおり主張する。

#### 第1 労働委員会の令和元年12月23日付求釈明について

##### 1 神戸第一高等学校の授業時間について

本校において授業を行うクラスは、通常、午前8時50分にS  
HR(ショートホームルーム)を行った後、1限が開始し、午後3  
時40分に6限後のSHRが終了する(乙26)。

西キャンパスにおいて授業を行うクラスは、通常、午前の授業  
後午後1時にSHRを行った後、午後1時30分から西キャンパ  
スに移動し、午後2時30分から5限を開始し、午後4時20分  
に6限が終了する(乙27)。

2 [REDACTED]組合員の本校における勤務時間について

[REDACTED]組合員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までである。

同組合員は、原則として、西キャンパスにおける授業（月・火・木・金の各曜日の5・6限（午後2時30分から午後4時20分））及び西キャンパスにおける部活動（サッカーチーム）の時間を除き、本校において勤務している。

3 [REDACTED]組合員の勤務時間について

[REDACTED]組合員は、月曜日の2～6限、火曜日の2・3・4限、水曜日の2・3・4限、木曜日の1・2・4・5限、金曜日の3・4・5限は本校で勤務しており、同組合員の現在の担当授業時間は週18時間である。なお、再度確認したところ、被申立人準備書面（1）に記載した、月曜日の5限及び6限の勤務場所の記載は誤っており、正しくは上記のとおりである。

また、放課後は西キャンパスにおいて部活動（野球部）の顧問として指導に当たることがある。

第2 申立人準備書面（4）の第1の2について

1 申立人は、平成30年3月20日に神戸第一高等学校第二教職員組合が本校内において団体交渉を行い、協定書（甲2）を締結したと主張するが、そのような事実はない。

確かに、押印のある協定書（甲2）という書面が存在することは認めるが、同書面は、団体交渉の結果として、神戸第一高等学校第二教職員組合と被申立人間において締結された有効な協定書とはいえない。

2 甲2に関する経緯は以下のとおりである。

正確な日時は不明であるが、平成30年3月20日ころ、被申立人の当時の理事長が理事長室に在籍していた際、[REDACTED]教諭が理事長室を突然訪問し、学校運営について様々な意見を述べるとともに、要望事項を記載した書面として協定書(甲2)を提示した。

[REDACTED]の意見は、突然の申し出であり、被申立人としてその場で即答できないものであった。当時、理事長は毎日学校に来ていているわけではなかったことから、[REDACTED]教諭に対し、要望があれば事務局長に伝えておくようにと回答したうえで、了解はできないが、要望を聞いた証として、[REDACTED]教諭が持参した上記書面の、あらかじめ印字されていた理事長名の横に、法人が契約等に用いる正式な印ではなく、理事長の私印を捺印して[REDACTED]教諭に交付した。

そのようにして作成された書面が申立人提出の協定書(甲2)である。

その後、[REDACTED]教諭は、平成30年4月から5月ころ、内容を修正した協定書案(乙28)を提示する等して、当時の事務局長と協議を行ったが、結局有効な協定書の締結には至らなかった。

3 平成30年3月当時、理事長が本校に在室している際には、多くの教員が理事長室を訪れ、学校運営等について意見交換を行っていた。

[REDACTED]教諭もそのような中で突然理事長室を訪問したものであって、神戸第一高等学校第二教職員組合として被申立人に対し団体交渉の申入れを行い、これを被申立人が受け入れたという事実はない。

申立人が、準備書面(4)において団交設定のための折衝が本校内で行われた日時について不明とするのは、そのような折衝が行

われていないからに他ならない。

4 また、協定書（甲2）の第2項には、昭和49年以降に出生した教職員についての諸手当を平成11年3月31日以前より勤務している教職員と同等にするとの記載がある。

仮に、申立人の主張のとおり、平成30年3月20日に協定書（甲2）が団体交渉の結果成立したとすれば、かかる合意は直ちに履行される必要があるが、少なくとも、平成30年度において、そのような措置は取られておらず、またそれについて、■■■教諭をはじめ神戸第一高等学校第二教職員組合の構成員と考えられる職員からも特段異議等は述べられなかつた。

かかる事実からも、協定書（甲2）が被申立人と神戸第一高等学校第二教職員組合間で有効な合意として成立したものではないことは裏付けられる。

5 以上のとおり、神戸第一高等学校第二教職員組合が被申立人に対し団体交渉を申し入れ、被申立人がこれに応じて本校内で同組合との間で団体交渉を行った事実はなく、申立人の主張は認められない。

以上